放送を巡る諸課題に関する検討会 新たなCAS機能に関する検討分科会 (第1回)議事要旨

1. 日時

平成30年12月17日(月)17時00分~18時00分

2. 場所

総務省8階第1特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

中村分科会長、内山分科会長代理、甲藤構成員、三尾構成員

(2) 説明者

内閣府規制改革推進室 垣内参事官、赤羽主査 株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ 熊崎技術主幹 一般社団法人地上放送RMP管理センター 中村事務局長 一般社団法人新CAS協議会 河崎技術主査

(3) オブザーバー

一般社団法人衛星放送協会、主婦連合会、公益社団法人全国消費生活相談員協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社ビーエス朝日、株式会社BS-TBS、株式会社BSテレビ東京、株式会社BS日本、株式会社ビーエスフジ、経済産業省

(4) 総務省

山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官、岡崎情報流通行政局総務課長、湯本 同局放送政策課長、柳島同局放送技術課長、井幡同局衛星·地域放送課長、渋谷同局 情報通信作品振興課長

4. 議事要旨

- (1) 開会
- (2) 分科会の設置について
 - ・事務局から、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において、「新たなCAS機能に関する検討分科会」の設置が了承され、分科会長として中村構成員が指名され

たことが説明された。また、中村分科会長から内山構成員が分科会長代理として指名されたことが説明された。

・開催要綱 (案)【資料1-1】について説明が行われ、案の通り了承された。

(3) 事務局等からの説明

【事務局】

「CASの現状と検討のポイント」【資料1-2】について、説明が行われた。

【内閣府】

- ・垣内参事官から、規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)の決定の 経緯等として、主に以下の点についての説明が行われた【資料1-3】。
- ・新たなCAS機能の今後の在り方について、規制改革推進会議投資等ワーキング (座長 株式会社政策工房 原英史代表取締役社長)において、消費者が自由に選 択でき、また費用負担の在り方などについて納得が得られるようにすべきという 考え方から議論。
- ・B-CASは消費者に無償貸与されるのに対し、いわゆる新CASチップはIC チップ費用が、新CAS搭載機器の小売価格へ転嫁されたり、故障時の費用も、 B-CASカードに比べ、消費者負担が増えるのではないか、といった問題意識。
- ・消費者負担の低減については、メーカーが負担した新CASのICチップ費用が、 新CAS搭載機器の小売価格にいくら転嫁されているのかも含め、どの程度なの か把握することが前提との意見(第7回投資等WG)。
- ・スクランブル解除機能と契約者識別機能の分離については、株式会社ニューストーリーズ太田代表から「新CASは全ての視聴者に必要なスクランブル解除機能と、BS放送視聴者にのみ必要な、契約者識別機能が一体化となっているため、新CAS搭載機器を購入したすべての消費者に一律に負担していただくことになっており、機能を分離すべきである。スクランブル解除機能はソフトウェアで実現可能な技術があり、消費者負担の抑制も可能であるといった」問題提起(第26回投資等WG)。
- ・4 K 8 K 放送は公共の電波を利用して行われるものであり、さらにテレビの保有率は非常に高いため、C A S は多くの国民に密接に関連する事項。今後、当会議の問題意識や、規制改革実施計画も踏まえつつ、消費者を含め幅広い関係者を集めた場で、公平中立な議論を期待。

(4) 有識者等からのヒアリング

・株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ 熊崎技術主幹から

「B-CASについて」【資料1-4】に沿って、説明があった。

- ・一般社団法人地上放送RMP管理センター 中村事務局長から「TRMP発足の 経緯と地デジ受信機の進化」【資料1-5】に沿って、説明があった。
- ・一般社団法人新CAS協議会 河崎技術主査から「新たなCAS機能に関する検討分科会 第1回資料」【資料1-6】に沿って、説明があった。

(5) 意見交換

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【甲藤構成員】

内閣府の説明について質問したい。ハードウェアは費用がかかりソフトウェアでは費用がかからないというご説明であったが、具体的にどれくらいの費用差か。ソフトウェアも開発費等のコストはかかってくると思う。

【内閣府】

これまで開催したワーキングの中では、費用差については検討していない。

【内山会長代理】

本検討会では、消費者の負担を低減させること、RMP(コンテンツ保護)とCAS (視聴者識別機能)を分離させたほうが良いのではないか、という2つのテーマがある。前者については、B-CASがACASになったことで、部品点数が減るため故障率が下がるというのが直感的な印象であるが、そうでもないのか、というところが半年前に問題提起されている。チップ化したほうが故障率は下がると思うが、消費者負担を考えると、例えばテレビが故障した際に、どこが壊れたかすぐには分からず、B-CASが原因だとはすぐには思わないだろう。仮にB-CASが原因と特定された場合、現状では、B-CAS社に問合せをすると1泊2日くらいで対応いただけると思う。このように、故障の原因の特定に至るまでが大変。結果的に(放送局ではなく)メーカーさんや販売店に相談することになるため、チップ化は大筋として正しかったように思う。

ACASチップや他のチップを含めて、テレビが故障した際にどのように修理をするのかと考えると、大きいテレビは基板の交換、小さなテレビは全取り替え、というようなことになると思うが、この場合コストよりも、故障によってテレビが使用できない時間も消費者の負担になると思う。これは今後、議論の余地はあると感じた。

RMP(コンテンツ保護)とCAS(視聴者識別機能)の問題は、有料放送事業者が世の中にある今の状況においては、一体化の必要性も感じるが、海賊版の問題もあるのでセキュリティ対策の観点でも、ソフト面ハード面で考えていく必要がある。

これからの議論では、一つに絞るのではなく選択肢を増やすことが妥当かと思う。

【三尾構成員】

本分科会では、故障時の消費者の負担低減、スクランブル解除機能と契約者識別機能の一体化と分離という2つのミッションについて検討するということかと思う。ACASでは、それらを一体化しB-CASをバージョンアップした形として進んでいる。これを分離するのであれば、ACASをTRMPのほうへ変えていかなければならないが、そうするためのコストは、消費者の負担になるのではないか。内山先生のご発言にもあったが、今後、有料放送が盛んになっていき、モバイルを活用して、視聴者は有料放送でも良いものをみたい、というニーズが高まっていくことを考えると、はたして分離することが必須なのか疑問が残る。

【中村分科会長】

検討の場を総務省で設けるという閣議決定を受け、構成員の方々がおっしゃった2つのクリアな検討事項が設けられている。私の問題意識は、何をここで議論するのが正しいのかが、ポイントのように思う。

(資料1-2 7ページ)強制規格としての技術基準があり、民間の標準・仕様があり、どこに関する議論をどこまでこの会合で扱うのか、その論点は何なのか十分に留意して決めたい。民間におけるサービスや商品開発のダイナミズムなのか、4 K 8 K の普及に対する影響や、消費者保護の必要性に対して、どういう規制・標準化のルールが正しくて、それらを議論して決める場はどこなのかということ。この検討会はどこまで踏み込んでいくのが妥当なのかを、検討して進めていきたい。

今時点で、私自身に落としどころはないため、今後、何が正しいのか探っていきたい。

(6) その他

事務局より次回会合についての案内があった。